

Ⅲ 免許及び資格等の取得

教員免許のとりかた

本学の教職課程は、教育職員免許法に基づいて、教員となるために必要な単位を修得させるために設けられています。

本学が認定を受けている免許状の種類は次のとおりです。

別表 8

科	専攻	免許状
生活科学科	生活科学	中学校教諭 2 種免許状 (家庭)
	食物	栄養教諭 2 種免許状
保育科		幼稚園教諭 2 種免許状
言語コミュニケーション学科		中学校教諭 2 種免許状 (国語)
		中学校教諭 2 種免許状 (英語)
音楽科		中学校教諭 2 種免許状 (音楽)

1. 教員免許を取得するまで

- (1) 教育職員免許状を取得したい意向を所定の用紙で大学に届け出ること。
- (2) 卒業に必要な単位を修得し、短期大学士の学位を有すること。
- (3) 卒業に必要な単位のうえに、教職課程科目である「教科及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目」「大学が独自に設定する科目」の必要単位を修得すること。
- (4) 中学校、幼稚園などにおける「教育実習」、小学校または中学校における「栄養教育実習」は、これを履修して良好な成績を収めること。
- (5) 中学校教諭 2 種免許状を取得する場合は、介護等体験が必要となる。
- (6) 県教育委員会に、教育職員免許状の授与申請を行うこと。
免許状授与権者である県教育委員会に申請する手続きは、卒業年次の12月上旬に免許状一括申請説明会を行い、大学が本人に代わって一括して行う。
ただし、免許状一括申請説明会に参加しなかった者は、各自がそれぞれの都道府県教育委員会に教育職員免許状の授与申請を行うこと。

2. 教員免許取得希望の登録

- (1) 教員免許取得を希望し教職課程の履修をする者は、1 年次に所定の用紙で教務課に届け出て、登録を完了しておかなければならない。
- (2) 登録後、教員志望を放棄した場合は、登録取り消しの届け出をする必要がある。(用紙は教務課にある。) この届けを出した者の再登録は許されない。

3. 教職課程の履修

- (1) 一般総合科目

くらしと法(日本国憲法を含む)	2 単位	} これら 3 科目より 2 単位選択必修
健康スポーツ A	1 単位	
健康スポーツ B	1 単位	
スポーツ科学理論	1 単位	
英語 A①	1 単位	
英語 A②	1 単位	
情報リテラシー	2 単位	
合計	8 単位	

- (2) 「教科及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目」
本学における教育職員免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目」は、別表 9 の表のとおりです。

別表9 教科及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目

第一欄	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	免許状の種類							
			幼稚園教諭	中学校教諭	栄養教諭					
			2種 単位数	2種 単位数	2種 単位数					
第一欄	領域及び保育内容の指導 法に関する科目	領域に関する専門的事項	(保育科の科目より履修)	8						
		保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	保育内容(表現)A	1						
			保育内容(表現)B	(1)						
			保育内容(表現)C	1						
			保育内容(表現)D	(1)						
			保育内容(人間関係)A	1						
			保育内容(健康)A	1						
			保育内容(言葉)A	1						
	保育内容(環境)A		1							
	第二欄	教科及び教科の指導法に 関する科目	(各学科の科目より履修)							
(家庭)				18						
(音楽)				18						
(国語)				10						
(英語)				10						
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)			国語科教育法		2					
第三欄	栄養に係る教育 に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養指導論		2					
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項								
		食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項								
合計			14	12(言コミ) 20(生、音)	2					
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2	2				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)								
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営 への対応を含む)					教師論(保育職を含む)	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					教職概論		2	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					教育心理学	2	2	2
							青年心理学		(2)	(2)
第四欄	生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育		2					
		総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2					
		特別活動の指導法								
		道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(道徳教育を含む)			2				
		教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	2	2	2				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	2					
			生徒指導の理論及び方法	生徒指導						
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	(進路指導を含む)		2	2			
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む)	2	2	2			
		栄養教育実習	事前・事後指導	1	1	1				
			教育実習(初等教育)I	2						
教職実践演習	教育実習(初等教育)II	2								
	教育実習(中等教育)I		2							
教育実習(中等教育)II		2								
栄養教育実習	栄養教育実習			1						
保育・教職実践演習(幼)	2									
教職実践演習(中)			2							
教職実践演習(栄養教諭)				2						
第六欄	大学が独自に設定する科目	人権教育		(2)						
		介護等体験実習		1						
合計			23	28	22					
本学での最低修得単位数			37	40~48	24					

(注意) 中学校教諭の欄における教科教育法の単位は、取得しようとする免許教科の教育法を2単位修得しなければならない。

(3) 「教育実習，栄養教育実習」「介護等体験」「履修カルテ」

- ① 教育実習は，都道府県の行う教育職員採用試験を受ける者に限って履修させる。
- ② 教育実習は，原則として2年次に実施する。
- ③ 教育実習等の履修に際しては，「学外実習上の注意事項」をよく読んで実行に努めなければならない。
- ④ 介護等体験については，「教職免許のとりかた」「介護等体験特例法に関する体験」を参照のこと。
- ⑤ 「教職実践演習」のための「履修カルテ」の継続した記録を行っていること。

4. 介護等体験特例法に関する体験

平成10年度からの入学者で小学校及び中学校の教育職員免許状を取得する希望者には，介護等体験が義務づけられました。

この法律は平成9年6月18日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）として公布，平成10年4月1日から施行され，略して「介護等体験特例法」といわれます。

(1) 制定の趣旨

制定の趣旨は，「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることに重点を置くとともに，教員としての資質の向上，義務教育の一層の充実を図る観点から定めた」とされておりま

す。

(2) 介護等体験の必要日数

省令，告示で定められた社会福祉施設等で5日間，特別支援学校で2日間，合計7日間とされています。7日間を超えて体験を行っても差し支えありません。

〈文部科学大臣が定めた施設は，次のとおりです。〉

- ・児童福祉法に規定する乳児院，母子生活支援施設他
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター，特別養護老人ホーム他
- ・介護保険法に規定する介護老人保健施設
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- ・生活保護法に規定する救護施設，更生施設，授産施設
- ・その他文部科学大臣が認める施設

(3) 介護等体験の内容

このことについては，障害者，高齢者等に対する介護，介助，話相手，散歩の付添いなどの交流体験や掃除，洗濯，受入施設の職員に必要な業務の補助等とされています。それぞれの施設や特別支援学校で体験内容が具体的に示されます。

(4) 介護等体験についての事前指導

体験前にはオリエンテーションを実施し，体験の心得や体験内容に対する予備知識，全体的な諸注意を行いますので必ず受講してください。

(5) 証明書の受領と保管

教育職員免許状の申請には，介護等体験に関する証明書を添付します。それぞれの体験機関において，規定の様式による証明書が交付されますので，紛失しないように保管をしてください。

「教職実践演習」と『教職履修カルテ』の作成について

「教職実践演習」は、最終学年の後期に開講される科目で、教員として必要な知識・技能を修得したことを確認するための総まとめとして位置づけられており、教員免許状を取得する学生が履修することを義務づけられている必修科目です。この科目では、これまでの学修で身につけた教員に求められる資質・能力を確認し、補うことを目的としています。

『教職履修カルテ』は、教員免許状を取得しようとする学生が教職に関する科目の履修履歴を確認し、成果と課題、教職キャリアの状況、自己評価等を記録して、主体的に教職に向けての学びを行うために活用するカルテです。

『教職履修カルテ』は1年生入学時より継続して作成し、最終学年の後期に実施される「教職実践演習」を受講する前に、自らの教職実践力を知り、課題となる事項について確認するために用います。したがって、教員免許状を取得する学生は「教職実践演習」の履修の前に必ず『教職履修カルテ』を作成しておかなければなりません。

『教職履修カルテ』の内容について

本学の『教職履修カルテ』は電子化されており、コンピューターで管理・保存しています。

ポータルからのリンクから確認と記入ができます。

『教職履修カルテ』の内容は、次のとおりです。

- 教職選択
- 教職に関する科目
- 教職キャリアの状況
- 自己評価シート

『教職履修カルテ』の作成について

- 1 教員をめざす1年生の皆さんは、希望する免許状を選択して登録してください。
- 2 「教職キャリアの状況」のページに、ボランティア活動や研修会への参加、その他の活動の経験がある人はその都度記入してください。また、教育実習や学外学習の記録もその都度記入してください。
- 3 前期及び後期の試験が終わったら、その結果を見て「教職に関する科目の成果と課題」を記入してください。
- 4 各学期末には「自己評価シート」に自己評価を記入して、年度末にはコメントを書いてください。
- 5 年度末の自己評価をふまえて次年度の目標を設定し、学修に取り組んでください。
- 6 最終学年は、前期の終わりに「自己評価シート」に自己評価を記入して、コメントを書いてください。最終学年についても、後期終了まで入力してください。
- 7 「教職に関する科目の成果と課題」、「自己評価シート」は、必ず履修した年度内に記入を完了してください。(年度が変わると記入ができなくなります。)

教職員の役割について

- 1 教職員は教員をめざす学生に対して、『教職履修カルテ』を活用して指導と支援を行う。
- 2 教員免許状を取得できる学部、学科の担任・チューターは、『教職履修カルテ』を閲覧し、学生に対して記入指導を行う。
- 3 教員免許状を取得できる学部、学科の担任・チューターは、『教職履修カルテ』の学生の記入事項を確認・チェックし、自己評価に対してコメントを記入する。
- 4 「教職実践演習」の授業担当教員は、『教職履修カルテ』を閲覧して指導・評価等を行う。

「教職実践演習」の履修には『教職履修カルテ』の作成が必須であり、授業開講までに作成を完了することが、「教職実践演習」の受講の条件となります。